

むさしの資金集中サービス利用規定

1. (資金集中サービス)

当行は予め届出の「〈むさしの〉資金集中サービス利用契約書」(以下「契約書」といいます。)および「〈むさしの〉資金集中サービス依頼書」(以下「依頼書」)にもとづき、当行の本支店における貴社(貴殿)の支社・営業所等(以下「支社等」といいます。)の預金口座(以下「引落指定口座」)から資金を引落とし、自動的に貴社(貴殿)の本社等の預金口座へ資金を振替える事務処理を行います。

2. (資金集中サービス依頼書の受理事)

〈むさしの〉資金集中サービス(以下「本サービス」といいます。)の対象となる貴社(貴殿)の支社等から依頼書を取りまとめ、当行のとりまとめ店へ提出してください。

3. (振替方法)

(1) 資金の引落とし

引落指定口座からの資金の引落としは、当座勘定規定または普通預金 規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(2) 振替基準残高

振替日に資金集中を実施する基準となる残高は、引落指定口座の振替日前日の最終支払可能残高から、振替日当日の本サービス以外の口座振替契約による支払金額(原則として、振替日前日までに当行に依頼のなされた支払金額)を控除した後の残高を振替基準残高とします。

(3) 振替不能の処理

当行は振替基準残高が、指定の金額に満たない等の事由により、振替不能の場合は入金督促は行わず、当日の振替手続は行ないません。

4. (手数料)

本サービスの利用に当たっては、契約書記載の手数料を支払ってください。手数料は手数料合計額およびこれに係る消費税等相当額を、契約書記載の手数料引落指定口座より1ヶ月分をまとめて翌月の所定日に引落します。なお、引落しに際しては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出を受けないものとします。

5. (解約・変更)

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、依頼内容の全部または一部を変更する場合および解約する場合は、契約書、依頼書により当行のとりまとめ店へ届出てください。

万一、この届出がなかったことにより生じた損害等については当行は一切責任を負いません。また、引落指定口座が解約された場合は、当該口座に関する契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

6. (免責)

(1) 本契約書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 当行の責に帰することのできない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害等については、当行は責任を負いません。

7. (規定の変更)

(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上